

令和2・3年度の 後期高齢者医療保険料(率)を改定

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、保険料計算の基礎となる保険料率は2年に一度改定されます。令和2年度および令和3年度の保険料率は、以下のとおりです。

新保険料率に基づいた令和2年度の保険料は、令和元年中の所得をもとに個人単位で計算され、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、必ずご確認ください。

被保険者1人当たりの保険料

保険料 限度額64万円(年額)	=	均等割額 44,411円	+	所得割額 所得×8.55%
問合せ 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368 大垣市国保医療課 ☎47-8140				

保険料「均等割額」の軽減

保険料「均等割額」の負担について、下表のとおり、5割軽減、2割軽減の対象になる人の判定基準額を拡大しました。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の令和元年中の総所得金額等の合計額
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯 (28万円から28.5万円に判定基準額を拡大)
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯 (51万円から52万円に判定基準額を拡大)

※均等割額軽減判定時の総所得金額などは、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額です。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は、事業主の所得に合算されます。また年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の人のみ適用)を差し引いた金額となります
 ※軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります

審議会を傍聴してみませんか

国民健康保険運営協議会		担当：国保医療課 (☎47-8132)
5/20(水)	14:00~15:00	市役所4階 会議室4-4
・令和2年度大垣市国民健康保険料率(案)について ほか		

屋外広告物は 申請が必要です

ご確認ください！

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課 (☎47-8694) へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。 ※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

下水道は正しく使いましょう

下水道は衛生的で快適な生活を送るための公共施設です。そのため、下水道には何を流してもいいというわけではありません。

トイレには、水に溶けにくいティッシュ・紙おむつ・生理用品などは流さないでください。そのほか、『トイレに流せる』ティッシュやクリーナーなどであっても、多量に流すと、排水管の詰まりの原因になりますので、お控えください。台所については、食べ残しなどの固形物、天ぷら油などの廃油は流さないでください。食器についた油は、キッチンペーパーなどで拭き取ってから洗ってください。

一人ひとりがルールを守り、下水道を正しく使いましょう。

下水道への切り替えはお早めに

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いいたします。

工事費用の見積もりや施工は、市指定の下水道排水設備指定工事店(市HPに一覧を掲載)にご依頼ください。

【問合せ】 下水道課 (☎47-8714)



ご相談ください!! 地域包括支援センター

「地域包括支援センター」は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職が連携して支援を行う総合相談窓口です。身近な相談機関として、お気軽にご利用ください。

大垣市地域包括支援センター	
安井・川並・洲本・浅草	高齢福祉課内 (☎82-1166)
地域包括支援センター 大垣市社会福祉協議会	
興文・東・西・南・南杭瀬・日新・静里・綾里・荒崎	総合福祉会館内 (☎77-2255)
和合・三城・墨俣	在宅福祉サービスステーション内 (☎84-7111)
上石津	上石津老人福祉センター悠楽苑内 (☎48-0068)
大垣市地域包括支援センター お勝山	
宇留生・赤坂・青臺	お勝山ふれあいセンター内 (☎71-5536)
大垣市地域包括支援センター 中川ふれあい	
北・中川	中川ふれあいセンター内 (☎82-1701)

許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。設置場所や面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所など表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。 ※許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

